

公募型見積合せの実施について

令和 8 年度に予定している明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当の明石市立松が丘小学校プール改修修繕において公募型見積合せを実施するので、下記の通り公告する。

記

1 対象業務

- (1) 業 務 名 明石市立花園小学校プール改修修繕
- (2) 業 務 場 所 明石市立花園小学校(明石市西明石南町 1-1-10)
- (3) 業 務 概 要 小学校の大小プール改修修繕 1 式
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 8 年 6 月 26 日まで

2 見積合せ参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 明石市入札参加資格者名簿(建設工事)に建築一式工事で登録されていること。
- (2) 明石市内の本店で登録している者(市内業者)
- (3) 適正な業務責任者を配置できること。(資格及び専任性は問いません。)
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (7) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せ日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (8) 公告日において納期限が到来している明石市税を見積合せ日の前日までに完納していること。
- (9) 見積合せ日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を完納していること。また、契約予定者となった場合は、契約日までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
- (10) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解したうえで見積合せに参加できること。

3 設計図書のダウンロード

- (1) 期間
令和 8 年 2 月 24 日からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページより設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（０７８－９１８－５１９７）のうえ、ＣＤ－Ｒ等の記録媒体（ＵＳＢメモリは不可）を持参してください。

4 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関して質問しようとする場合は、下記期間内にファクシミリにより明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当へ、設計図書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和８年２月２４日から令和８年３月３日１３時

FAX ０７８－９１８－５１１１

明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当 公募型見積合せ担当者 宛

- (2) 質問に対する回答

令和８年３月５日から明石市ホームページにおいて公表します。

5 見積合せ参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角２封筒等のＡ４サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 公募型見積合せ参加申請書（指定様式）

イ 見積書（指定様式）

ウ 業務費内訳書（指定様式）

エ 配置予定業務責任者の雇用関係を証する書類（写）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和８年３月５日に、明石市ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当への郵便物の必着期限は、令和８年３月１０日です。
この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当へ公募型見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

FAX ０７８－９１８－５１１１

（明石市教育委員会事務局教育企画室学校管理担当 公募型見積合せ担当者 宛）

6 見積合せ日時及び場所

- (1) 日時

令和８年３月１２日１０時２０分（予定） ※状況により前後します。

- (2) 場所

明石市役所 分庁舎４階 教育委員会室

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当する場合は免除する場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。(税抜で記載)

契約締結に際しては、見積金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

9 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払

10 予定価格(税抜)

9,773,300円

※予定価格を超える金額で見積を行った場合は無効となります。

11 変動型最低制限価格の設定

有(財務室契約担当の設定方法を準用し、最低価格見積者から有効な下位5者の見積金額の平均の85%未満の見積者は失格とする。)

12 暴力団排除に関する誓約書の提出について(契約締結時の注意事項)

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、契約予定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約日4月1日までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

13 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ(入札コーナー)において閲覧することができます。

14 見積に関する条件

- (1) 見積書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について2通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

15 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積

- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積
- (3) 見積に関する条件に違反した見積

16 資格審査及び契約予定者決定について

- (1) 見積合せ場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者の決定を行います。
- (3) 見積合せ結果は、令和8年3月13日から明石市ホームページにて掲載します。

17 年度開始前準備行為

本見積合せについては、令和8年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であり、本業務における予算が成立した場合には、当該契約予定者と令和8年4月1日に契約を行うこととなります。(ただし、令和8年4月1日時点においても契約予定者が見積合せ参加要件のすべての項目を満たしている必要があり、見積合せの参加要件を一項目でも満たしていないこととなった場合は失格となります。この場合においては、次順位以下の見積合せ参加要件をすべて満たす者と契約を行うこととなります。)

なお、本業務における予算が成立しなかった場合には契約は行いません。この場合、本見積合せ等に要したすべての費用について明石市に請求することができず、本見積合せ参加者の負担となりますのでご注意ください。

18 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の見積に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認したうえで申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の見積に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この見積における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格見積者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも契約予定者とならない場合があります。
この場合において、見積等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が見積参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を見積合せ日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (8) その他見積及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。